

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和	年	月	日から
	事業年度	令和	年	月	日まで

## 資本金等の額に関する計算書

### 1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人	
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓若しくは㉔	① 兆 十億 百万 千 円
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数	③
期末の総従業員数	④
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人	
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤ 兆 十億 百万 千 円
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥
差引	⑦ ⑤-⑥
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧
再差引	⑨ ⑦-⑧
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩
課税標準の特例に係る控除額	⑪ ㉓
控除額計	⑫ ⑥+⑧+⑩+⑪
	特定内国法人
	特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤
	⑬ %
	非課税事業を併せて行う法人
	国内における非課税事業に係る期末の従業員数
	⑭
	国内における事務所又は事業所の期末の従業員数
	⑮

### 2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係		法附則第9条第1項関係	
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬ 兆 十億 百万 千 円	資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑭ 兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑮	法附則第9条第1項に係る額 ⑭×2	⑯
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑰	法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係	
仮計	⑱ ⑮+⑰-⑱	月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑱-⑲)	⑲ 兆 十億 百万 千 円
資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑲	課税標準の特例に係る控除割合	⑳
資本準備金の額	㉑	未収金の帳簿価額	㉒ 円
仮計	㉒ ⑲+㉑	総資産価額	㉓
⑲と㉒のいずれか大きい額	㉓	課税標準の特例に係る控除額 (㉒×㉓)又は(㉒×㉔/㉕)	㉔ 兆 十億 百万 千 円

### 3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳ 兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉑
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉒	期末の総従業員数	㉓
差引	㉓ ⑳-㉒	非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉓×㉔/㉕	㉔	国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数	㉕
控除額計	㉕ ㉒+㉔	国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉖

第六号様式別表五の二の三(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係) (別紙十一)

#### 第6号様式別表5の2の3記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22、法附則第9条第1項、第4項から第7項まで若しくは第17項、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の21第1項第1号から第3号まで、令和2年旧法附則第9条第1項若しくは第7項又は政令第20条の2の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）に記載すること。
- 3 次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）に記載し、「期末の総従業員数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業（同項第2号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。
  - (1) 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始した場合
  - (2) 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業を開始した場合
  - (3) 収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合
- 4 「外国の事業に係る控除額⑧」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、同欄中「別表5の2の2⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と、「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「別表5の2の2⑪」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑪の欄の従業員数を合計した数」と、「同表⑫」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑫の欄の従業員数を合計した数」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- 5 「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合⑬」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、同欄中「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計

額」と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合を記載すること。

- 6 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業に係る期末の従業者数⑭」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業（以下この記載要領において「非課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑮」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

- (1) 非課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業を開始した場合
- (2) 非課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業以外の事業を開始した場合
- (3) 非課税事業以外の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業以外の事業又は非課税事業を廃止した場合

- 7 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数⑯」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑰」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において「その他の事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

- (1) その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合
- (2) 非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業を開始した場合
- (3) その他の事業と非課税事業等とを併せて行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止した場合

- 8 法第72条の21第1項第1号又は令和2年旧法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは

一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

- 9 法第72条の21第1項第2号又は令和2年旧法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 10 法第72条の21第1項第3号又は令和2年旧法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。